第11回定時株主総会招集ご通知
インターネット開示事項

事業報告
- 主要な事業所等
- 新株予約権等の状況
- 会計監査人の状況
- 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結計算書類
- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

計算書類
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

（2020年３月１日～2021年２月28日）

株式会社ロコンド

第11回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、上記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.locondo.co.jp/ir）に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

事業報告

企業集団の現況

主要な事業所等（2021年２月28日現在）

①　当社

本　　社	東京都渋谷区元代々木町30番13号
ロ　コ　ポ　ー　ト	千葉県八千代市

②　子会社

該当事項はありません。

新株予約権等の状況

⑴　当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第３回新株予約権	第５回新株予約権
発行決議日		2014年11月４日	2015年11月25日
新株予約権の数		1,120個	6,615個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　44,800株 （新株予約権１個につき40株）	普通株式　264,600株 （新株予約権１個につき40株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	１個当たり100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　20,000円 （１株当たり　500円）	新株予約権１個当たり　25,000円 （１株当たり　625円）
権利行使期間		2016年11月20日から 2024年９月19日まで	2015年11月28日から 2025年９月27日まで
行使の条件		（注）１、２、３	（注）１、２、３、４、５、６、７、８
役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数　1,120個 目的となる株式数　44,800株 保有者数　2名	新株予約権の数　6,615個 目的となる株式数　264,600株 保有者数　2名

		第８回新株予約権
発行決議日		2018年３月13日
新株予約権の数		2,400個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　240,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		１個当たり731円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 111,300円 （１株当たり　1,113円）
権利行使期間		2019年６月１日から 2028年５月31日まで
行使の条件		（注）９
役員の保有状況	取締役 （監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数　2,400個 目的となる株式数　240,000株 保有者数　2名

（注）１．新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

２．新株予約権者は当社がいずれかの金融商品取引所に上場している場合にのみ新株予約権の権利を行使することができる。

３．新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

４．当社又は当社子会社の取締役会の事前の承諾なくして、他社の役職員に就任し、もしくは就任することを承諾した場合又は当社もしくは当社子会社の事業と直接的もしくは間接的に競合する事業を営んだ場合には、新株予約権を行使することはできない。

５．法令又は当社もしくは当社子会社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合、新株予約権を行使することはできない。

６．新株予約権の１個を分割して行使することはできない。

７．2015年11月25日取締役会発行決議で付与している新株予約権は、2015年11月28日以降2025年11月27日までに終了するいずれかの事業年度において、当社の計算書類に記載された同事業年度の損益計算書における営業利益の額が50,000,000円を超えた場合に限り行使可能となる。

８．その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

9．① 新株予約権者は、行使期間における直前事業年度の有価証券報告書の事業の状況に記載された商品取扱高（返品後）が30,000百万円を超過し、損益計算書の営業利益が3,000百万円を超過した場合に限り、割り当てられた本新株予約権を行使することができるものとする。（なお、当社が連結損益計算書を作成している場合には商品取扱高は連結商品取扱高によるものとし、営業利益は連結損益計算書における営業利益によるものとする。）

② 上記①の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき商品取扱高・営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

10．2018年３月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。これにより、第３回及び第５回新株予約権について、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

⑵ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

⑶ その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

2015年２月27日開催の取締役会決議に基づき発行した第４回新株予約権は、2020年８月13日にすべての行使が完了しております。

会計監査人の状況

⑴　**名称**　　有限責任監査法人トーマツ

⑵　**報酬等の額**

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	60,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶　**会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑷　**責任限定契約の内容の概要**

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は業務の適正を確保するための体制として2017年５月に「内部統制システム構築の基本方針」を決議しておりますが、2019年４月の取締役会にて以下の内容で変更決議を行い、当該基本方針に基づいた運営を行っております。

ａ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 取締役会は、コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンスに関する基本方針を定めると共に、コンプライアンス行動規範を制定し、取締役及び使用人にコンプライアンスの実践を求める。

(b) 取締役及び使用人は、当社の定めた諸規程に従い、企業倫理の遵守及び浸透を行う。

(c) 内部監査人を設置して、取締役及び使用人の法令等遵守状況についての監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。

(d) 監査等委員である取締役は、取締役会に出席し、監督を行うほか、業務執行状況の調査等を通じて、取締役（監査等委員であるものを除く）の職務の執行を監査する。

(e) 反社会的勢力の排除を基本方針に掲げ、反社会的勢力対応規程及び反社会的勢力対応マニュアルを整備するとともに、外部の専門機関との連携を図る。

ｂ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書（電磁的記録を含む）の整理保管、保存期限及び廃棄ルール等を定めた文書管理規程に基づき、適正な保存及び管理を行う。また、取締役はこれらの文書を常時閲覧できるものとする。

ｃ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) リスク管理規程を整備し、事業活動を行うにあたり経営の脅威となりうる要因への対応力を強化する。代表取締役を全社的なリスク管理の最高責任者としたリスク管理体制を構築する。

(b) 不測の事態が発生した場合には、対策本部を設置し、必要に応じて外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、被害・損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。

d．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 社内の指揮・命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、経営組織、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。

(b) 取締役会は月に１回定期的に、又は必要に応じて適時に開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。

e．当社グループの業務の適正性を確保するための体制

(a) 関係会社管理規程に基づき、重要な子会社の重要な決議事項は、事前に当社取締役会にて審議承認又は報告を行う。重要な子会社の規程は、原則として当社規程を準用するものとする。

(b) 子会社の事業活動に係るリスク管理については、当社のリスク管理規程を準用し、対応する。

(c) 子会社の取締役及び監査役には、原則として当社の取締役、使用人を構成員に含めることとし、当社グループ内の情報伝達を円滑にすると共に、当社グループ全体の業務の適正な遂行を確保する。

f．監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性に関する事項

(a) 監査等委員会の監査の実効性を高め、かつ、その職務の円滑な遂行を確保するため、監査等委員会の要請に応じ、管理部経理・財務チームに監査業務を補助させる。

(b) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性を確保する。

g．取締役（監査等委員であるものを除く）及び使用人が監査等委員又は監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員又は監査等委員会への報告に関する体制、並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(a) 会計監査人、取締役（監査等委員であるものを除く）、内部監査部門等の使用人その他の者から報告を受けた監査等委員は、これを監査等委員会に報告する。

(b) 監査等委員会は、必要に応じて、会計監査人、取締役（監査等委員であるものを除く）、内部監査人等の使用人その他の者に対して報告を求める。

(c) 取締役及び使用人は内部通報制度により、監査等委員である取締役・内部監査部門等の使用人に報告を行うことができる。報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いは行わない。これを内部通報制度として明文化すると共に、社内への浸透を図る。

h．監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当社は監査等委員会の職務に必要でないと認められる場合を除き、当該費用又は債務を処理します。

i．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査等委員会は、社外取締役を含み、公正かつ透明性を担保する。

・監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

・監査等委員会は、会計監査人及び内部監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

j．財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するための基本方針を定め、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、事業活動を通じ企業価値の継続的な向上を実現するために機動的な経営判断が重要であり、また一方で経営の健全性と透明性を維持する体制の構築も重要と認識し監査等委員会を設置しております。業務執行に係る意思決定の迅速化を図りつつ、監査等委員会による業務執行の適法性・妥当性の監査・監督を通した透明性の高い経営の実現を図っております。

取締役会の構成は、業務執行取締役２名と監査等委員である取締役３名（全て社外取締役）の体制であり、取締役会に占める業務執行取締役はその過半数に達しておらず、監視・監督機能の強化が図られております。

内部監査につきましては、監査、報告の独立性を確保したうえで、代表取締役により指名された管理部管理職（１名）が内部監査担当者を兼務しており、また、管理部の監査につきましては、管理部以外の部門の管理職が担当しております。内部監査は、「内部監査規程」に基づき、会社の業務活動が、法令、定款及び諸規定に基づき適切かつ合理的に遂行され、経営目的達成に適切かつ効率的に機能しているかを確認し、監査結果について代表取締役に報告するとともに、業務改善・能率向上のために必要な助言・勧告をしております。

監査等委員会監査につきましては、監査等委員３名の体制で、３名とも社外取締役であります。監査等委員会は重要会議の出席、代表取締役・取締役（監査等委員であるものを除く）・重要な使用人との意見交換、重要書類の閲覧などを通じ厳格な監査を実施しております。

また、監査等委員会委員長と内部補助者及び内部監査との連携を図る事により、監査役会設置会社と同等の監査の実効性を確保しております。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(2020年３月１日から
2021年２月28日まで)

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,326,740	2,105,023	△246,887	△101,518	3,083,357
当連結会計年度変動額					
新株の発行	8,917	8,917			17,834
自己株式の取得				△253	△253
自己株式の処分		11,805		4,220	16,025
親会社株主に帰属する当期純利益			1,250,045		1,250,045
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	8,917	20,722	1,250,045	3,966	1,283,651
当連結会計年度末残高	1,335,657	2,125,745	1,003,157	△97,551	4,367,009

	新株予約権	純資産合計
当連結会計年度期首残高	3,420	3,086,778
当連結会計年度変動額		
新株の発行		17,834
自己株式の取得		△253
自己株式の処分		16,025
親会社株主に帰属する当期純利益		1,250,045
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△58	△58
当連結会計年度変動額合計	△58	1,283,593
当連結会計年度末残高	3,361	4,370,371

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　２社

・主要な連結子会社の名称　Misuzu & Co.株式会社
株式会社Fashionwalker

当社は、2020年７月20日に株式会社Fashionwalkerの全株式を取得したため、当連結会計年度より株式会社Fashionwalkerを連結の範囲に含めております。

また、当社は2020年３月１日付でMisuzu & Co.株式会社を、2020年９月１日付で株式会社Fashionwalkerを吸収合併したため、期末時点では連結子会社はありません。

② 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称　株式会社LOCONDO WHOLESALE

・連結の範囲から除いた理由　非連結子会社は小規模であり、総資産、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

なお、株式会社LOCONDO WHOLESALEは、L Investment Tokyo株式会社から名称変更しております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．その他有価証券

・時価のないもの　移動平均法による原価法

ロ．たな卸資産

・商品　月次総平均法に基づく原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品　最終仕入原価法に基づく原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。
ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	５年～18年
機械及び装置	12年
工具、器具及び備品	２年～10年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権	10年
自社利用のソフトウエア	５年
顧客関連資産	５年

③　重要な引当金の計上基準

ポイント引当金　当社の会員に対して付与したポイントの将来の利用に備えるため、連結会計年度末における将来利用見込額を計上しております。

④　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑤　のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間にわたって均等償却を行っております。ただし、金額的に重要性のないものについては、発生年度に一括償却しております。

⑥　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

ロ．連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

ハ．連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

２．表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めておりました「投資有価証券評価損」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

３．連結貸借対照表に関する注記

（1）担保に供している資産

現金及び預金	22,500千円
計	22,500千円

銀行信用状発行の担保に供しております。

（2）当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行４行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,600,000千円
借入実行残高	－
差引額	1,600,000千円

（2）有形固定資産の減価償却累計額　149,993千円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　11,482,760株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年4月14日取締役会	普通株式	利益剰余金	113,672千円	10円	2021年2月28日	2021年5月13日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　775,080株

5．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

資金運用については安全性の高い預金等に限定しており、資金調達については銀行借入金によっております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の債務不履行による信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、建物賃貸借契約及び取引基本契約に係るものであり、差入先の債務不履行による信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、受託販売預り金及び未払金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）

営業債権については、顧客毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に対応を行う体制としております。

敷金及び保証金については、差入先の信用状況を把握することにより、リスク低減を図っております。

ロ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

買掛金、受託販売預り金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提状況等を採用することより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年２月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴ 現金及び預金	2,823,777千円	2,823,777千円	－千円
⑵ 売掛金	923,318	923,318	－
⑶ 電子記録債権	152,061	152,061	－
⑷ 敷金及び保証金	346,328	342,984	△3,344
資産計	4,245,486	4,242,142	△3,344
⑴ 買掛金	106,986	106,986	－
⑵ 受託販売預り金	833,465	833,465	－
⑶ 未払金	879,527	879,527	－
⑷ 未払法人税等	340,752	340,752	－
負債計	2,160,732	2,160,732	－

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 電子記録債権

これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、そのキャッシュ・フローを国債の利回り等適切なレートで割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 受託販売預り金、(3) 未払金、

(4) 未払法人税等

これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券に属するもの	
非上場株式	201,775千円
敷金及び保証金	6,250千円

(注) 1．非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められていることから、時価開示の対象としておりません。

2．敷金及び保証金の一部については、返還時期が確定していないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産　(4) 敷金及び保証金」には含めておりません。

3．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,823,777千円	－千円	－千円	－千円
売掛金	1,001,852	－	－	－
電子記録債権	152,061	－	－	－
敷金及び保証金	－	32,787	313,540	－
合計	3,977,691	32,787	313,540	－

6．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　384円18銭

(2) 1株当たり当期純利益　110円15銭

計算書類

株主資本等変動計算書

（2020年３月１日から
2021年２月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金		
				繰越利益剰余金		
当期首残高	1,326,740	1,226,740	878,282	△292,070	△101,518	3,038,175
当期変動額						
新株の発行	8,917	8,917				17,834
当期純利益				1,295,228		1,295,228
自己株式の取得					△253	△253
自己株式の処分			11,805		4,220	16,025
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	8,917	8,917	11,805	1,295,228	3,966	1,328,834
当期末残高	1,335,657	1,235,657	890,087	1,003,157	△97,551	4,367,009

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	3,420	3,041,595
当期変動額		
新株の発行		17,834
当期純利益		1,295,228
自己株式の取得		△253
自己株式の処分		16,025
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△58	△58
当期変動額合計	△58	1,328,776
当期末残高	3,361	4,370,371

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

イ．子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．その他有価証券

移動平均法による原価法を採用しております。

②　たな卸資産

イ．商品　　月次総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ロ．貯蔵品　最終仕入原価法に基づく原価法を採用しております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	５年～18年
機械及び装置	12年
工具、器具及び備品	２年～10年

②　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権	10年
自社利用のソフトウエア	５年
顧客関連資産	５年

⑶　引当金の計上基準

ポイント引当金

当社の会員に対して付与したポイントの将来の利用に備えるため、当事業年度末における将来利用見込額を計上しております。

⑷　外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑸　のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間にわたって均等償却を行っております。ただし、金額的に重要性のないものについては、発生年度に一括償却しております。

⑹　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

ロ．連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

ハ．連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております

２．表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において、「特別損失」の「その他」に含めておりました「投資有価証券評価損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

3．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	22,500千円
計	22,500千円

銀行信用状発行の担保に供しております。

(2) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行４行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,600,000千円
借入実行残高	－
差引額	1,600,000千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額　149,993千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務

該当事項はありません。

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

該当事項はありません。

5．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	115,534株

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
ポイント引当金	8,042千円
たな卸資産評価損	92,311千円
繰越欠損金	710,366千円
フリーレント	161,962千円
その他	55,542千円
繰延税金資産小計	1,028,225円
評価性引当額	△731,621千円
繰延税金資産の合計	296,603千円
繰延税金負債	
負ののれん	△31,991千円
顧客関連資産	△21,495千円
繰延税金負債合計	△53,486千円
繰延税金資産の純額	243,117千円

７．関連当事者との取引に関する注記

⑴　関連会社等

該当事項はありません。

⑵　役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

８．１株当たり情報に関する注記

⑴	１株当たり純資産額	384円18銭
⑵	１株当たり当期純利益	114円14銭